

堂に於て記念式を挙行したるか学生並に学員諸氏を始めとし講師來賓等二千余名出席したり定刻に至り一同著席するや学生委員の開会の辞に次き江木博士登壇陪審制度に付て左の如き講演を試みられたり（此講演は速記にして勿卒の折柄博士の訂正を得る能はさりしは遺憾とする所魯魚の誤は記者の責なり）

諸君今日は此学校の記念日で何か饒舌れといふやうな御話であつた、何れも諸君は法律の方の学問を致した人である、余り法律に縁の離れたことはいけない、又法律に關係したことをお話する場合は甚た少ない、私の出る場合は多く法律学生でない人が多いのでありますから：今日は相變らす法律問題に付きまして私の最も主張して居る陪審制度の我国に実現することは何せ遅いかといふ題でもよからう、即ち此陪審制度といふものは今日世の中に多少争になつて居るにも拘はらず其實現といふものは甚た遅延として居つて中中速かに世の中に出で来ない、此事を論するには先づ陪審制度の必要といふことから論しなければなりませんが、是は諸君の御承知のことであらうと思ふ、然らは何故に遅いかといふことの問題に付いて関係のある点を簡単に論して置かなければならぬと思ふのでこさいます

それで此陪審制度を設けなければならぬといふ所以は陪審制度にあらすんは事実の真相か分らぬといふ問題でないです、事実の真相か分る分らぬといふ問題とは全く隔絶したものである、裁判学の上から真実に当る当らぬといふ問題でない、是は独断に判事にやらすとも陪審でやらすとも殆ど似たもの○中央大学記念日並びに学員会秋季総会　去月十一日は中央大学創立記念日に相当するを以て例年の通り午後一時より同大学大講

てあるといふのは、絶対の真実といふものは分りませぬ「アブソリュート、ツリー」事実の絶対的の真相か分らぬ是等は眞実に判断をするといふことは人間の請求し得べき点でない人間か俺の見込か眞実であるといふことは言へないのである、てありますからして人間的といふことは言葉は誤り多いものでユーマン」である人間的であるといふ言葉は誤り多いものであるといふ意味に使はれて居ります、それで人間的といへは誤りの多いといふことは其中の意味に含んで居るのであります、てありますからして例へは犯罪人か自白する、自分は確かに強姦しました泥棒しました、人を殺しましたといふて自白した所て其自白したことは必ずしも本統なりと言へぬ、併ながら或事實といふものは即ち自分の行為である、人を殺した、強盗した、強姦したといふことは己の行為でありますから、己の行為は外に認めやうのないのてこさいますから詰り我我は斯ういふことをしたといふことを自白したのは己の行為と認むるのであります、それてありますから少なくとも被告人が其犯罪の事實を自白しなければならぬ、其自白といふことも本統でないかも知れませぬか自らの意思に於て自ら認むるのでありますから事実と認むるのであります、其認めた行為に付いて善惡是非を判断するのは是は他人にある、即ち道徳心て言へはお前のしたことは善いとか悪いとか、又法律の上からお前の言つたことは法律に肯く、正である又邪であるといふことは他人の意思を以て判断する、道徳なら道徳の原理を以て判断する、然し強姦をした泥棒をした火を付け

たといふことは是れは自分の意思から認むるより外に仕方がないのであります、それてありますからして陪審制度といへとも誤があるかも知れませぬ、併ながら陪審の権利といふものは何てあるかといへは人民か自ら選んだ其人の事実の認定である、自分が服するも遺憾ないといふことになりますから、其裁判の確定した事実に付いて刑罰を適用することの出来るといふことになるのである、それで或る立派な学者なとは言つて居りますか、とうも陪審制度はいかぬ、誤があるかも知れぬ、それはあつてもよろしいといふわけにはいかぬから何でも事實を見出すことを発見しなければならぬ、それには千里眼でも発見しなければなるまい、陪審制度かいかぬといふのは千里眼でも発見しやうといふ考てあらう、けれども今申す通り今日の道徳論と分つ所の法制といふものはまだ今日の人間の力では陪審制度の外出来ない。或は昔の徳川時代に本人が自白をしなければ罰することが出来ぬといふことになれば其代り拷問制度を置かなければならぬ、拷問制度を設けるか陪審制度を設けるか此二つを択ぶたけて、人間の能力としては眞実を発見することが出来ませぬから是非とも眞実を発見しなければならぬといふことになると之に刑罰を適用することが出来ませぬのでこさいます、それで陪審制度を設けますのは陪審制度は神聖なりといふことを以て判断するのではない、寧ろ独断裁判といふものと較へてどうであるか独断裁判と陪審制度と較へてどちらか真理に近いかといふことに帰するの

てあります、とうしても此独断裁判制度といふものは廢止しなければならぬといふことか同時に拷問制度を設けるか陪審制度を設けるかといふ此二つの途に達する外ないのでありますして、それで陪審制度を設けるといふ意味は、消極的の独断裁判といふものは弊害どころでない全く人道を打撲はすものであるから、それで独断裁判といふものは一日も存すへきものでないといふことに帰するのである、それならば独断裁判は理論上とうしていかぬかといへば苟も独断裁判の存する国に於ては其国の道徳の基礎といふものかないでございます、何故に道徳の基礎かないかといふことを論して見ると、凡そ法律といふものは人間の行為を罰するのであります、或る確定したる行為に対して裁判権といふものか行はれるので、確定したる事實といふのは人を殺した泥棒した強姦したといふことになる、其人を殺した、泥棒した強姦をした、其他悪いことをしたといふものがあつたならばそれに法律を適用するといふので、裁判権は事實を製造する権利ではない、人の行為を製造する権利ではない、名前は独断裁判になつて居りますけれども人の行為を製造するのてない、又それではかなはぬのでござります、若も人間たる判事の職務に行行為を製造する権利があつたならば道徳も何もないぢやないか、勝手に行行為を製造して、お前は強盗だ、お前は強姦だ、お前は殺人だと言ひ付けられたならば道徳も法律も無いのである、行為を表彰するには道徳なり法律なりを基礎としてやらなければならぬ、それでなければ道徳論も何も皆打撲はし

て仕舞ふのである、従つて人間の意思といふものは無くなつて仕舞ふ、人の行為といふものは己の意思から来るのてある、意思か外形に現はれるたけである、それを日本の現行法には意思といふものはないといふことになる、さうすると日本の人民には意思といふことかないといふことになる、意思かなければ人間でない、人間は意思の主体である、日本の人間は主体か無いのでござりますから道徳の基本を打撲はすことになる、裁判は不正確であるといふけれども不正確どころではない、たから何所の政治家も歴史家も言ふのでござりますが、謂はゆる圧制政治は国民の道徳を破壊するものであるといふことを言つて居ります、如何にも其通り土耳古の如きは其例である、土耳古は陪審制度の無い独断裁判をやつて居る國である、有名な治外法権なるものがあつて独断裁判を解くこと出来ませぬから土耳古と云ふ国には国民に道徳の根元かない、だから人民に権利も何も無い、昔は土耳古と云ふ国は立派な国を成して居つたけれども今日は二等国、三等国或は四等国と云ふやうな哀な有様になつて居る、之は独断裁判で人民の意思を無くしてしまつたからである、諸君に意思かなかつたならば何で権利があるものか、日本は既に徳川政府の時代でさへも口供と云ふて自ら仕た事實を認めなければ決してあります、さう云ふことからしてどうしても独断裁判と云ふものは一日も存すへきものでないと云ふ理由から陪審制度の必要が起る、陪審の判断が必ず眞理に當る當らぬと云ふの

ではない、国民の権利の一つとして之を設くると云ふのである、ところか日本では陪審裁判を一日も早く設ることの出来ない理由がある、之は日本の憲法は独逸帝国の憲法と大変の違ひがあるのであります、又英吉利の如きも裁判権と云ふものは天皇の大権に属することになつて居る、即ち元首は正義の淵源なりと云ふに基いてやつて居るので日本の憲法ても天皇の名の下に裁判すると云ふことになつて居るそれで日本でも憲法の出来た当時には裁判書にも天皇の名の下にと云ふことを書いたものである、裁判決定書の方にどこの裁判で必ず天皇の名に於てすると云ふことを書いたものであります、英吉利の如きもどことこの王の名の下にと書いてある、又仏蘭西共和国の如きは共和国の名に於て裁判権を為すと云ふことを書いてあります、ところか日本では独断裁判でありますから間男をした、泥棒をした、強姦をしたと言ふものの裁判書に陛下の御名の下にと書くのも可笑いしやないか、其事は憲法にあるから裁判書には書かなくともよからうと言ふやうなことで此頃は書かなくなりました、兎に角日本の裁判は独逸帝国杯と違つて日本の天皇の名の下で裁判が下されてるのである、そこで事実の認定でやると云ふことになつたならばどうてこさいませう天皇の名に於て諸君に向つて事實を申付ける、事實を製造すると云ふことをしたならばどうてこさいませう、イヤ事實の製造ではない、事實を當ると言つたか宜いかも知らぬか、兎に角事實を發見すると云ふことは人間の力では出来ぬと云ふことは學理の上から極つて居るこ

とである、然るに畏れ多くも陛下の御名前を用ひて勝手な判断をすると云ふことは實に勿体ない、怖しい話ではありますぬか、近頃も在つたことてあるか元の警保局長の古賀廉造氏の紙幣を偽造したと云ふ事件である、古賀氏は支那の政府から頼まれたからやつたのである、それは支那の政府から適当に頼んだものと思つて監督をした、偽造と云ふことは少しも知らなかつた、初め偽造と云ふことを知つたか知らぬかと云ふことは心の状態である、之は千里眼でなければ解らぬのであるどうしてそれを知つたと云ふ人の心の中か解りますか、古賀氏の自白かあれば宜しいか勿論自白はしてない、して見れば實際事實でないかも知りませぬ、何も反対の証拠も無いのに之を初め知つたものでないと云ふことは何に依つて判断つかつきますか責任かとこに帰するのでこさいますか、私どもは其裁判官の心中は實に苦しからうと思ひます、迫も之は月給なんかを貰つた丈てはこんな役目は出来るものではない、誰もやり手がないたらうと思つて國の為めに判事杯をしてさう云ふ辛いことをして居られるたらう、實に心中ではたまらぬたらうと思ひます、どうして人間にさう云ふ事が出来ますか、人間の心で解らぬものを人間の心でせよと云ふのは余程の辛抱強い者でなければ出来ませぬ、我我は裁判官で在つたならは逆もさう云ふことは出来ませぬ併し裁判官杯は己も嫌やた己も嫌やたと云ふて罷められては困るから矢張り國の為めにさう云ふことを為して居られるのであらう、月給のためではないのた、今日は陪審制度を設けなければならぬ

時代である、立法権と云ふものは人民に委ねられてあります、然るに不都合極る独断裁判制度と云ふものを此儘に存して置くと云ふことは果して之は忠義でありませうか我我の先輩は何か言ふと忠義忠義と言ふて朝から晩まで忠義と云ふことを言ひますかこんな酷いことを陛下にさして人民が忠義忠義と言ふのは何事でありますか、不忠不義極つて居る、斯う云ふ裁判官たることは私は嫌やであります、私杯は實にさう云ふ怖しいことは陛下の御名前では出来ませぬ、又さう云ふ制度を平気で存して居る人民も不忠不義である、天下の政治を行つて居るところの政治家が政治の権を握つて居る以上は陛下御一人をして斯う云ふお役目に当らして居るのか忠義であるならは忠義と云ふも口の先き計りてそれはどうしても忠義ではない、不忠義であると云ふことを言はれます、決して私は之を公言して憚らぬので、之に付て議論が在るならは何時てもお出なさい

それで其弊は明かに解つて居るのであるか委しく申しませぬと諸君には解りませぬから余り長くなるけれども聊か例を引いて申します彼の有名な幸徳の大逆事件と云ふものがありました、あれは何所から原因して居るのか苟も陛下に対する大逆罪である以上日本国民は一日も早くその原因の因つて来るところを尋ね深く救済の途を講しなければならぬことではありますぬか、一体あれは何んであるか、あれは赤旗事件と云ふものがあつて独断でやつて居る其裁判か不服である、其裁判か天皇の名で下つて居ると云ふことから萌したのである、

元赤旗事件で処分されたものであるか、それか不服だと云ふのである其時分に陪審制度と云ふものがあつたら彼の大逆事件と云ふものは断乎として起らなかつたのである、目前に斯の如き例があるしやありませぬか、其時の事柄は世の中に余り公になつて居なかつたのでせうか多少其来歴を知つて居るものは陪審制度を設けなければならぬ、独断裁判か斯う云ふことを惹起したのであることを知つてゐる、當時桂さんか内閣総理大臣でありますか、陪審制度を設けなければならぬと云ふことに気を付けられた、政府からも陪審制度の提案があつて大多数で決議を仕やうと云ふ位までなつたが国民党か賛成をしない、政友会で出したものたから政党の争ひから反対した、今日では国民党も政友会でも反対はない、苟も彼の大虐事件の事実の真相を知つたものは之に反対は出来ないのである、咽元過れば熱さを忘るるて日本国民が彼の大虐罪の古今未曾有の事件の在つたことを最早忘れて居ると云ふのは不忠不義極つて居ることと思ひます、併し其当時は如何に頑固なる所の官僚派の人ても陪審制度かなればならぬと云ふことを覚つたので、今日に至るまで実現されて居らぬと云ふことは之は大いに問題とすべきことである、以上は陪審制度の必要の大要でありますか實際日本に於ても実例か今のやうに在つたので一方には今日日本の道徳が頽れて来ると云ふことを言ひますけれども陪審制度が出来ぬて勝手に裁判官が人民の行為を製造すると云ふ風に道徳の根本が毀れて居るのに人民に道徳心が無い杯と云ふことか言はれしたことしやない、

ヤレ忠義たのと言ふけれども皆な虚の皮である、実際に目の前に方つて幸徳事件の如き実例が現れて居るのに今日に至るまで陪審制度の現はれて居らぬのは之は何の為めであるか、今日は世間でも何の反対もないにも拘はらず、之が実行に着手せぬと云ふのは何事であるかと云ふのは今日の問題である之には色色の原因がありますか、先つ重なる原因を見ますれば之は政治上の関係から見なければならぬ、それで此所に一つの裁判法と云ふものかあれは何んでもないこと、其中に陪審制度と云ふものかあつて憲法の外に根本法と云ふものかあるへきてあるか、諸君か何国の憲法を読んで御承知ありませうか、憲法の出来る前には必ず根本法と云ふものがある、例は英吉利で申しますと云ふと所謂『マグナカルタ』か真個の大典である、人身の保護律である、仏蘭西亦ても憲法もそれがある、其人権の宣言の如き又近年露西亚亦ても憲法発布前に色々の法律か告示されて居る。即ち人民に権利自由を与へると云ふことが告示されて居る陪審制度も其一つである、勝手次第に人民を捕まいて勝手次第に事實を製造して人を罰してはならぬと云ふことは根本法にある、其根本法と云ふものは一つの法律に過ぎないから王様が勝手に廃してはいかぬと云ふので憲法が出来て此根本法を改めさせぬやうにするものが憲法である、陪審制度が憲法発布前には失体である、憲法は看板である、唯根本法を改めさせぬやうになると云ふのか憲法の保障である、保障すべきことは人権に付いて最も重きをなすものである、だからして陪審制度と云ふ

ものは憲法の根本法であるのでござります、さうなつて見ると誰か之を捨へるかと云ふ問題になる、乃公が捨へなければならぬ之を捨へたものは伯爵にならう侯爵にならう公爵にならうと云ふ策略か其所に生するのである、長州は勤王で起つて來て維新の大業を成就した、幕府を倒して王政復古をしたか昔の王朝時代の政治を其儘にすると云ふのではない、王朝の政治を其儘に行ふと云ふのならば永遠に事實上安全を保つことか出来ない訳でないか、日本の皇室を永遠に保つにどうしても立憲政治にてやるといふのは長州の主義である、即ち幕府を倒して王政を復した、新しい王政で立憲政治でやる、茲に於て長州が勤王を以て起つた始まりて、始あつて終ありて憲法を完成するのは終あるのである、始めあるのであるから何所までも長州でやらうとした、伊藤公が憲法の制定に着手して今日に至つたのである、それから陪審制度、地方制度といふものが必要なのであるか、陪審制度は山田顯義伯の手に委ねられ、地方制度は山県公爵の手に依つて成立つて余ほとは変化があつて今日に至つたのである、斯の如く皆長州の手で憲法の根本なる憲法の基礎法を作らうといふことになつた、山田伯は陪審制度の起草委員であつたが、山田伯が段階気が付いた、日本は治外法權である、其當時土耳其も有名な治外法權国であつたか日本も治外法權国であつた、そこで陪審制度を行つたら治外法權で独立国にするといふ政策に違ふ、斯ういふ考からして陪審制度といふ人民の権利は少しも与へてないことになつたのでござります、憲法といふものは

今日でも吾吾人民に権利か与へてありまするけれども、是等は法律の上で完全に行つて憲法を動かさぬやうにするのか当然である、然るに治外法権の当時であるから根本法を拵へないで憲法か丁度約束をするやうに書いてある、法律に依るに非すして云々と書いてあるけれども其法律を拵へてない、憲法を前さに拵へて根本法を後に拵へやうやといふり方(マニ)であつた、そういう方法で憲法を拵へる杯といふ立憲のことをやつて居る、憲法は作つたけれども陪審制度などの問題は面倒たから法律に依るに非されは云々といふやうにして置いて人民の権利となるべき法律は拵へない、自治制度の方は出来たけれども陪審制度の方は俄に見合はせになつた長州の山田伯か治外法権の為めに行はなかつた、所が二大戦争の為めに治外法権を撤去して独立国になつたから矢張り陪審制度を拵へなけれどはならぬ、之も長州の手で拵へたい、と云ふことから伊藤公か政友会の綱領を作られた中にも其事を書いてある、誰にも手を附けさせない、確かに其中に外交を刷新し法治國の名実を全うすると云ふことを書いて居る、之て以て見ても實際の法治國でないと云ふことが明である、それでありますからしてどうしても憲法の事業と云ふものは長州の手でやらなければならぬと云ふ以上は陪審制度も長州の手でやらなければならぬと云ふことになります、てありますから前の桂内閣は是非之をやらうと云ふのてございました、新政黨の首領としても陪審制度を行ふと云ふことは考へて居られたやうであります、従つて他の内閣でも陪審制度を拵へると云ふことは

考へて居つたので、何れも自分の手で以てやらうとするから貴族院の妨害杯をうけはしないかと躊躇延引してやれないと言ふやうな訳で、余り委しく云ふと言ひ難いからマアこれまでにして置きますか之は先づ政治上の色々の權衡論から誰れか陪審制度を仕上げたから伯爵の者か侯爵になり侯爵か公爵になると云ふことをやるのてこさいます、之は第一に六个敷ひ点であります、第二には日本の法律学者の方からも見なければならぬ、日本の法律学者と云ふものはどこからとう云ふやうに養はれたか法律大家と云ふのはとう云ふ時代に生れてとう云ふ教育をうけたかと云ふことを見なけれはならぬ、今日の学者は治外法権時代に養成されて、治外法権時代の政略に因つてやつて來た学者である、今申した如く治外法権と云ふものか日本には迄在つたので、治外法権を撤去すると云ふに付ては所謂條約の改正杯と云ふことになり、治外法権撤去に付ては明治年代の最も哀しい歴史を有つて居ります、此治外法権を撤去しやうとすることから種種様様の策略を設けた、大きく言へは各國では未だ日本は開けないと云ふことを言ふて口も手も足も出ないと云ふ有様で外交談判をしても手も足も出ないと云ふやうに日本人を縛つて置かなければならぬ、ウンともスンとも出来ないやうにしなければならぬと云ふ有様であるから一方では憲法を施きながら一方では圧制をしなければならぬと云ふやうな訳で、それ故に政府のことは総て秘密を人民に知らしてはならぬ、と云ふやうな有様でありましたから政治のことは総て秘密でやらなければならぬ、

従て又官僚政府でなければならぬと云ふのをございました、又役人となるには其頃は大学を出ると直ぐに役人に成る、何とも政府のことに随はなければならぬ、とんなこちつけ理屈でも宜いから圧制の意味を付ければ宜いと云ふやうなことから圧制になるやうに小理屈を付ける、さう言ふのは政府のお氣に入りになつて官吏として立身する、本当の理屈を言ふものは皆免職になるからあらゆる理屈をこちつけたのである、憲法を教ゆるにしても所謂形式憲法で、憲法の中に書いて居るじやないか、『法律に依るに非ずして逮捕、監禁、審問、処罰を受くることなし』とあると言ひますけれども、之は法律に依るにあらされはどあるけれども其法律はどんなものかと言へば勝手に人を捕まひても宜しい、勝手に独断裁判をして宜しいと云ふことをから法律の内容は教へない、憲法の上つ面ら計り教へて其以上は教へない、矢鱈に人を捕まへて陪審制度を探ると云ふこと捕は理屈に合はない捕と云ふて何んでも己の言ふところを書け、若し説か違つたら、悉く零点にするそ、私立学校でも皆試験制度を設けて己のやうな歩調でやれと云ふやうな訳である、諸君等も皆それでやられたのであります、それで斯う云ふ生立は今日の学者である、又其後今日大学あたりから出る学者は生徒を拵へるにお前は英法をやれ、お前は独法をやれと云ふけれども若し是等の生徒に向つて英吉利の裁判制度はどうなつて居るかと問ふても一人として充分な答へをする者は無い、唯日本の民法の契約法と英吉利の民法の契約法と較へて見る位のこととて、英

法をやつたからと云ふて英吉利の裁判法はとうなつて居るか分らぬ、英法が独逸の裁判法に比してどう云ふ風に構成されて居るかと云ふことは少しも知らぬ、さう云ふ人間であるから陪審制度かとう云ふものか御存知のある筈がない、さうして今のやうに狭い学問をされて居る、教育の仕方かさう云ふ風になつて居りますから唯黙つて英法さえ読んで置けば学者の威儀も保つて居り政府の御用も勤つたものである、それで月給も取れて居つたのである、さう云ふ人等に向つて陪審制度と云ふものかなればならぬと言つたところか解るものでありますぬ、さう云ふ有様でありますから学者の方でも近頃では陪審制度の反対論者も並へて書いて居る者もありますか皆倒れた、今日では理論に於ては尤もたと云ふことになつた、併しどう云ふことを言つて居るかと言へば陪審制度をやるには金か要ると云ふことを言つて居る、供^(併)し金かかかつても仕様かない、日本人民をして何時までも牛馬の如く取扱つて陛下に對して不忠不義と云ふ様なことをして居つてはならぬ、相當に金かかかつても之は是非やらなければならぬことしかしやしないか、尤も私捕の考へては何もそんなに金も要らぬしやしないか、我我人民に陪審をやらせるので裁判をさせる権利さへ與れれば宜いのである、陪審の費用だつて知れたものである、陪審者の部屋を要ると云ふけれども十畳位の部屋か一つあれは宜い、それも全国で四十箇所位のことである、何に藁家でも沢山た、ベンキ造りでなくとも宜しい、二万か三万もあつたら宜しい、陪審者の日当旅費は人民自ら負担すれば

宜しい、唯人民に権利を与へれば宜しい、それに金か要るから杯と言つて胡魔化さうとする、官費を以て歐羅巴杯に往つた学者なとは陪審制度は理屈も御尤もたか、どうも我我には能く解らぬ杯と言つて居る、長い間欧米で飯を喰つて来たでせうかそんな先生方には陪審制度のことなどは解る訳はない先づ官僚内閣杯と云ふに就ては色々弊もありますか先づ此位にお話を止めます、尚ほもう一つ陪審制度の後れて居る原因がある、それは何かと言へば之は人民の方の側から言はなければならぬ、成程、政府の方では此事を仕上ければ男爵の者か子爵に為り、子爵の者か伯爵に為り、侯爵の者か公爵に為りたいと云ふ考へがあつて容易に手が付けられぬと云ふ色々の事情がある、併し学者としては公然反対する者もない、人民はどう云ふ問題を以て進むかと云ふことに帰しなければならぬと云ふことになりますか、人民が陪審制度を起さなければならぬと云ふことに付て私は二三日前に青年会館で日本人の理想の実現的要素と云ふことに付て申しましたから此所では少し方面を替へます、詰り言ふと人民の理想と実現力と云ふことか全く無くなつたと云ふことに帰するのであります、大意を言ひますれば斯う云ふ意味であります、前申しました如く総ての教育制度が唯上から押し付けて置く丈である、さうしてまああらゆる理窟と云ふものは官僚理窟と云ふのでありますから憲法政治を布きながら非立憲の事計りを働いて居る、憲法政治を布いても反対な事をするには屁理窟を付けなければ出来ないからこねくつて屁理窟を言ふ何んでも

圧制に都合の宜いやうな屁理窟であれば採用される、憲法を採用して非立憲の事を行るのであるから其理窟はひねくつたものである、今日の官海の中でも学者の中でも物の解つたやうなことを言ひながら理窟と云ふものはとうにもなるものである杯と言つて居る、理窟かどうもなつたら堪つたものでありますぬ、さう云ふ連中は理窟はとうてもなると云ふやうに考へて居るから日本人の頭には理論と実際と全く別のものやうに考へて居る、諸君も能くそんなことを言ふけれどもそれは間違つて居る、能く君等も言ふことてあるかそれは実際はいかぬ、理論丈の事た杯と云ふと豪い者のやうに考へて居る、そんなことては理論も何もなく無茶苦茶にやると云ふことになる、こう云ふことが日本人の頭になつたのは日本の教育の仕方は理論と実際と違つて居ると教へたからである、それで日本人の頭には理想と実際と云ふものは違ふ、と云ふやうに思つて居るから總て実現力を失つて居る、幾ら日本か斯う云ふものであるああ云ふものであると言ふたところが理論の統一が出来ぬ理想と云ふものは実行の出来るものでないと思つて居る、実行の出来ないものは理論たと思つて居る、さう云ふものに対して幾ら理想を説いても音楽か何か聴くやうなことて甚しきは骨董物のやうに思つて居る、理想を聴くのは面白ろ半分に聴いて居る、寄席ても聴きに行くやうに思つて居る、理想は骨董しみた快樂のもので唯自分を樂ましむるものと云ふやうに日本人の頭にはなつて居る、實に此位役に立(マニ)たぬ人民はない、何を言つても理想と云ふものは実行

されべきものでないと云ふやうに思つて居るからとうにも斯うにもならぬ、元氣の失せ切つた人間と言はなければなりません、それならは我我の先祖には理想の実現力が無かつたかと言へは諸君のお祖父さん位になつて居る或は親父さん位になつて居る封建時代の人人は理想は実現しなければならぬと思つた、命にかけても実現しなければならぬと思つたのは我祖先では所謂武士道と名を付けた、武士道と云ふのは何かと言へは心胆を練つて自分の理想を実現すると云ふのは武士道の力である、武士道は一つの理論でない実行論た、理論には善いことも悪いことも在つたかも知りませぬか、例へば仇打の如き法律には厳禁して居るから犯罪をするのであるけれども己の美風を顯はすこと即ちそれは武士道である、自分の理想は善悪に拘らす武士道として理想を実現仕やうとするのである、何も武士道と云ふ一つの塊の在る訳でもない、唯理想の実現力である、丁度此理想を実現すると云ふ日本人の力と云ふものは憲法が出来るまでに実現して來た、既に憲法が出来て來たのであるが、板垣伯か名古屋に於て相原某に刺された時に『板垣死すとも自由は死せず』と言つたか、今日は板垣活きて自由は死したのである、従つて日本の今日は理想と云ふものは実現すべきものでない、唯人の心を楽ましむるものである、寄席に行つて話を聞くやうなものであると云ふので、マア今日の出版物を見ても解るか、たた昔の事たから書いて居る、昔の古い事か宜いと云ふので此事柄は実行か出来るか出来ぬかと云ふことは考へすに唯読んで樂んで、行

ふべき理想と云ふものは日本の一の樂み事に過ぎない、理想と云ふものは実現すべきものでないと云ふやうに思つて居る、一体戦争をやつて二度までも勝つて居るか、勝つた理由は他にもありますかそれを恰も武士道の如くに言現はしてさうして日本人には一種變つた武士道が腹中に有るやうに思ふて居る、是等は世界の進歩に後れて居る、世界の智識は余り研究しない、日本は今日世界よりどれ程退歩して居るか総ての事が政治文物技芸悉く世界の後に落ちて居る、それは何に原因するかと言へは理想と云ふものを迎へて実行する力か無い、理想を樂みにする昔の骨董物の如く取扱つて居る、今日武士道かあると云ふがどこに武士道があるか見せて貰ひたい、芸者の踊る剣舞杯で武士道を踊つて居るかも知りませぬか、あれは決して昔の武士道を実現する力でないものである、斯の如くして益々世の文明か後れ陪審制度と云ふものはどんなものであるか憲法はどんなものであるか能く解らぬ憲政擁護杯と言ふか何を擁護するのであるか、憲政の立つて居らぬに擁護が出来るか、さう云ふ次第で總て人後に落ちて居る、従て陪審制度と云ふものは人民から実現して来る訳はない、是れ即ち陪審制度の遅延たる第三原因である、併しながら今日になつて早く陪審制度を拝めて議会を通さうと云ふのでござりますか或は一晩の中に司法省の中で出来るかも知りませぬ、或は政友会で出来るかも知れぬ、或は又国民党で出来るかも知れぬ、忽にして陪審制度は議会を通過するかも知りませぬか、それは面白くない、總て日本人民の元氣は衰へて

内訌かひとくなつた、一度外から擲たれる時機か来ませうなら日本か再び腰か伸るかどうかと云ふことは頗る問題となつて居る、日本の叡聖なる先帝陛下か崩御せられて新帝か位に即かせられて居れますけれども段段下に降つて来るやうな有様でないかと思はれる、此時に方つて人心を新にすると云ふことをしなければならぬか、其人心を新にしなければならぬと云ふことは最も此陪審制度に依らなければならぬ、此陪審制度を作るに唯一政党の内で作つた法律案が出来るとか司法省の隅つこて拵へたものか議会を通ると云ふ丈では面白くない、憲法の上に大根本を成す位の陪審制度であるから国家の元老をして直接に案を作らしめて国民か之に裏書をしなければならぬ、さうして人心を服せしめなければならぬ、日に新に日日に新にならなければならぬ、人心か日々に倦んで竟に骨董的になるのであります、政府は又人民の権利を重んずることを為さずして独断裁判を行なはんとして居る、今日となつては此独断裁判なるものを全廃しなければ人民の元氣か喪せて人民の権利と云ふものは無くなるのである、故に此重大なる事柄に付ては天下の元老を集めて板垣伯も大隈伯も集まるか宜からう、政府の元老は無論の話斯う云ふ人々が相集つて板垣伯も大隈伯も侯爵に成るか宜からう其他の侯爵は公爵になるも宜からう、斯の如くにして人心を新にすることが出来る、唯小さく一方の隅つこて法律案を作つたと云ふことは人心を新することが出来ませぬ、以上申述へた原因から陪審制度の実現と云ふものは必要であらうと考へる（拍手）

次て石山彌平氏は記念会の重んすへき事を述べられ花井博士は諸君の時間に対する権利を尊重する趣旨を以て演説を見合す旨を述ふ是に於て一同の待ち兼ねたる余興に移り海老一一座の大神樂早川貞水の講談播隨院長兵衛、永田錦心の琵琶毒饅頭、桃中軒繁右衛門の浪花節赤穂義士銘銘伝（中山安兵衛）等孰も喝采声裡に演了し五時に垂んとして校庭並創立二十年記念大校堂に設けたる十数の模擬店を開き学生諸氏は十二分の歓を尽くして散会したるか他方に於て学員諸氏は六時より学員会秋季総会に移り一同宴席に着くや同会理事石山彌平氏は決議事項を提出したるか其中理事評議員改選の件は学長の指名に委することと為り島津二郎、小北松之助、野間伝吉、青木雷三郎、河東田経清、矢野政二、佐藤五三の七氏学員に推薦の件も満場異議なく可決、其れより宴会に入り諸謹縦談の裏歓楽已むなく其各自の別を愛みて散会したるは九時を過ぐ当日学員会に出席ありたる重なる者は石山彌平、井上市太郎、岩田匡彦、岩崎鉄次郎、乾喜代八、井上勝好、花井卓蔵、早川六郎、早川方明、本間則忠、堀江専一郎、星野照、外山辰蔵、岡野敬次郎、大場茂馬、小栗盛太郎、小山田実、小山残平、沖津有喜世、渡辺福三郎、渡辺豊治、笠原文太郎、川島銀平、神田常吉、川上定次郎、川手忠義、景山武夫、米原芳蔵、高崎介蔵、竹内巻太郎、高野金重、武田明、滝沢茂雄、辻本友次郎、中西徳雄、中村光彌、難波弁太郎、内田清吉、植木寿雄、宇田尚、野口源伍、黒須竜太郎、久富勘太郎、窪田欽太郎、安田清忠、山浦橋馬、山本角之助、松岡高明、丸山熊八、松尾參三郎、松隈昌隆、藤田幸太郎、

小谷三雄、五味平五郎、小松林蔵、新井要太郎、浅野正太郎、
斎藤豊、指田義雄、佐藤正之、宮部準次、水島房吉、三宅碩夫、
宮崎三郎、島野金吾、神直三郎、品川熊松、塩谷恒太郎、元田
肇、諏訪貫一、鈴木済美、杉坂実等の諸氏なりき